



# 東海公取協

第 32 号

東海不動産公正取引協議会

会長 山田 美喜男

〒451-0031  
名古屋市区城西5丁目番14号  
愛知県不動産会館1階

編集発行責任者

広報委員長 佐野 文明

2010年9月発行

## 会長就任ご挨拶

会長 山田 美喜男



当協議会構成団体の会員及び賛助会員の皆様方には益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の運営に際し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、今年6月、東海不動産公正取引協議会の会長を拝命致しました社団法人愛知県宅地建物取引業協会会長の山田でございます。5期10年、務められました伊藤前会長の後を引き継ぎ、会長に就任致しましたことは、大変名誉なことであり、且つその責任の重大さを感じているところでございます。

さて、国内におきましては、政治・経済とも相変わらず不安定な状況が続いている中、不動産業界では、税制改正などに盛り込まれた住宅・不動産流通市場の活性化対策の効果が徐々に始まっており、分譲マンションの成約率や流通

機構に登録された物件の成約件数が向ういてきたり、地価動向におきましても下げ幅が縮小し、一部地域では下げ止まったところもあり、やや明るい兆しが見えてきた状況にあります。

一方、不動産広告においては、消費者のニーズの多様化や情報化の急速な進展など、消費者取引を巡る経済社会情勢の変化に迅速に対応することが求められております。

このような状況下、本会の目的は、「不動産に関する公正競争規約」を円滑且つ効果的に運営することであり、不動産広告の社会性に鑑み、この「公正競争規約」を遵守し、且つ普及を図ることが、業者の公正な競争、並びに消費者利益を保護することとなり、引いては、不動産業界の社会的信用の更なる向上に繋がることとなります。

これらを踏まえ、平成22年度事業計画をもとに、「表示規約の普及」、「違反事業者に対する迅速な対応」を推し進めるため、新役員体制のもと一丸となって各種事業に取り組んでいく所存でありますので、皆様方の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、会長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

## 第44回「定期総会」開催

「第44回定期総会」を去る6月18日、キャッスルプラザ4階「鳳凰の間（北）」において開催した。

消費者庁表示対策課規約担当補佐：奥野弘昭氏、国土交通省中部地方整備局建政部部長：古川陽氏、同建設産業課課長補佐：大仲章雅氏、愛知県建設部建設業不動産課課長補佐：伊藤俊彦氏、愛知県県民生活部県民生活課消費生活相談・啓発グループ主任：藤田雅史氏のご臨席をいただき盛大にとり行った。

森理事の司会のもと、開会冒頭、東辻副会長より開会の辞が述べられ、続いて会長代理として箕浦副会長より



会長代理あいさつ 箕浦茂幸副会長

総会開催の挨拶があった。

来賓を代表して消費者庁表示対策課規約担当補佐：奥野弘昭氏、国土交通省中部地方整備局建政部部長：古川陽氏、愛知県

## 東海不動産公正取引協議会 第44回定期総会



(新執行部あいさつ左から)中尾益大副会長、東辻広行副会長、山田美喜男会長、市川宜克副会長、山路忠副会長

建設部建設業不動産課課長補佐：伊藤俊彦氏の方々よりご挨拶をいただき、来賓全員の紹介後、各議事の審議に入った。

議事審議にあたり議長の選出を行い、箕浦副会長が議長に選出された。

最初に、資格審査委員の増永理事、水野理事の両氏から総会成立の報告を受け、各議案の審議に移った。



消費者庁表示対策課 規約担当補佐  
奥野 弘昭 氏



国土交通省中部地方整備局建政部 部長  
古川 陽氏



愛知県建設部建設業不動産課 主幹  
伊藤 俊彦 氏

第1号議案、平成21年度事業報告承認に関する件、及び第2号議案、平成21年度収支決算書報告承認に関する件の両議案については関連議案であるので一括審議を行い、原案どおり可決承認された。

続いて、第3号議案、東海不動産公正取引協議会規則一部改正に関する件について、審議が行われ、原案どおり可決承認された。

引き続き、第4号議案、平成22年度事業計画（案）承認に関する件並びに、第5号議案、平成22年度収支予算書（案）に関する件についても関連議案であるので一括審議を行い、可決承認された。

続いて、第6号議案、役員改選に関する件について、理事候補者名簿に基づき審議が行われ、原案どおり可決

承認された（別記名簿参照）。

一旦総会を中断して別室において新役員による理事会を開催し、会長に山田氏が選出された。

また、山田新会長より、役員改選に伴い副会長の指名及び各委員会構成の発表があった。（別記名簿参照）。

総会の全議事の審議を終え、退任役員に対し感謝状の授与と記念品の贈呈が行われた。

最後に、中尾副会長が閉会の辞を述べ、予定どおり終了した。

引き続き、同ホテル4階「鳳凰の間（南）」において懇親会が開催され、会場各所において和やかな雰囲気なかで歓談が行われた。

## 平成22年度 事業計画

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

日本経済は、依然としてデフレ傾向にあり、厳しい雇用情勢も残るものの、企業収益の改善が続くなかで、政策の効果などを背景に、世界的な金融危機による急激な落ち込みから脱し、持ち直してきていると見られている。

このような状況下、不動産業界においては、地価下落や空室率上昇等の厳しい状況はあるが、住宅エコポイント制度やフラット35の金利引き下げ等の各種施策の効果により、持家を中心に住宅着工戸数が増加するなど、明るい話題も増えてきている。

一方、消費者行政を統一的・一元的に行い、消費者保護を図るため、平成21年9月1日に消費者庁が設置され、且つ、公正競争規約の根拠法である景品表示法が移管されたが、当協議会及び公正競争規約の果たす役割は変わらず、その重要性は増大している。

については、本協議会では、不動産公正取引協議会連合会、並びに構成団体等と連携を図りながら、①規約違反の未然防止に向けた、会員事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を引き続き重点事業として、以下の通り、平成22年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施することとする。

### 1. 広報関係

#### (1) 研修会等の実施について

##### ① 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、不動産広告の適正化を推進するため、規約の解釈、最近の違反広告事例・相談事例等を中心に、研修会の開催を所属構成団体等に要請し協力をしていく。

##### ② 賛助会員に対する研修会

規約の解釈、違反事例等を中心とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会  
所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の研修会を開催する。

##### ④ 規約改正への対応

規約の改正等があれば、所属構成団体等を通じて、迅速に会員事業者へ周知するとともに、賛助会員への周知を図っていく。

#### (2) 賛助会員への加入促進について

会員事業者に対する研修会並びに、賛助会員未加入の広告代理店・印刷会社からの広告相談の際

に、当協議会の設立趣旨や賛助会員制度のメリットを説明し加入を促すとともに、広告業界団体にも働きかける等、積極的な加入促進を図る。

### (3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

### (4) ホームページの有効活用について

ホームページを活用し、資料のダウンロードや相談内容Q&A、ニュースページを充実させるなどして、情報伝達の即応性を図る。

### (5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

会員事業者の目印を表す「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進し、会員事業者の規約への遵守意識を引き続き喚起する。

## 2. 調査指導関係

### (1) 本部・地区調査指導委員会(業務)について

- ① 規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように努める。
- ③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた会員事業者を対象とした義務講習会を開催する。
- ④ 本年度は改選期のため、本部・地区調査指導委員並びに担当事務局職員を対象とした研修会を開催する。

### (2) 事前相談業務について

会員事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

### (3) 賛助会員登録制度の充実について

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反を行わないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

### (4) インターネット広告の対応について

インターネットによる広告表示について、おとり広告や不当表示等にならないよう公正競争規約の適正な運用に努める。

## 3. 総務関係

### (1) 総会及び理事会等の開催

- ① 第44回定期総会を次のとおり開催する。  
日 時 平成22年6月18日(金)午後3時より  
場 所 キャッスルプラザ
- ② 理事会については、必要に応じ適宜(年3回程度)開催する。
- ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

### (2) 不動産公正取引協議会連合会 第8回通常総会の開催

本年度は、北陸不動産公正取引協議会が幹事で開催される予定。

### (3) 渉外関係

- ① 関係行政官庁との連携について  
消費者庁及び東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。
- ② 不動産公正取引協議会連合会等との連携  
不動産公正取引協議会連合会及び、社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

## インターネット広告について

近年、インターネット広告において、既に成約済みとなっている物件や架空物件を広告表示する事例が増加しています。

今後、インターネット広告はますます増加し、消費者にとって不動産購入・賃貸の重要な情報源としてその利用価値も高まるものと考えられますが、このような広告表示は、消費者に対して取引できない物件を紹介しているものであるため、表示規約第21条に規定する「おとり広告」に該当する違反行為です。

つきましては、会員の皆様におかれましても、インターネット広告の情報管理を徹底するなど充分ご注意ください。違反行為の疑いのあるインターネット広告に気付かれた際には、本協議会事務局(電話 052-529-3300)までご連絡下さいようお願い致します。

## 役員名簿

役職	氏名	所属団体名
会長	山田 美喜男	(社)愛知県宅地建物取引業協会
副会長	市川 宜克	(社)静岡県宅地建物取引業協会
副会長	山路 忠	(社)三重県宅地建物取引業協会
副会長	東辻 広行	(社)全日本不動産協会三重県本部
副会長	中尾 益大	(社)中部不動産協会
理事	小野田 征夫	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	野邊 保	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	高山 初夫	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	長澤 昌行	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	小林 修	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	箕浦 茂幸	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
理事	東 俊之	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
理事	山口 敬一	(社)全日本不動産協会愛知県本部
理事	佐野 文明	(社)全日本不動産協会静岡県本部
理事	和田 惶	(社)全日本不動産協会岐阜県本部
理事	飯田 元征	(社)東海住宅地経営協会
理事	出口 泰規	(社)静岡県都市開発協会
理事	浅田 潔	(社)ナゴヤハウジングセンター
監事	桑原 宏	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
監事	水谷 九郎	(社)中部不動産協会

## 委員会構成名簿(敬称略)

協議会事業の円滑な運用を期するため、総務、広報、調査指導委員会の各委員会が設けられている。

## 総務委員会

役職	氏名
委員長	小野田 征夫
副委員長	長澤 昌行
委員	野邊 保
委員	東 俊之
委員	和田 惶

## 広報委員会

役職	氏名
委員長	佐野 文明
副委員長	出口 泰規
委員	高山 初夫
委員	浅田 潔

## 調査指導委員会

役職	氏名
委員長	飯田 元征
副委員長	箕浦 茂幸
副委員長	山口 敬一
委員	小林 修
委員	野邊 保
委員	高田 實
委員	林 弘雄

## 伊藤 博 前会長 景品表示適正化功績者表彰受賞

平成22年度(社)全国公正取引協議会連合会通常総会が、6月21日東海大学校友会館で行われた際、当協議会の伊藤博前会長が景品表示適正化功績者表彰を受賞されました。永年にわたり公正競争規約の適正な運用に尽力し、不動産業における一般消費者による自主的かつ合理的な選択、及び公正な競争の確保に貢献した功績が認められたものであり、心よりお喜び申し上げます。



## 「不動産公正取引協議会連合会 幹事会」開催

7月8日～9日ホテルオークラ福岡(福岡県)において、不動産公正取引協議会連合会幹事会が開催されました。会議には、消費者庁表示対策課：奥野規約担当補佐、同：山下規約第一係長、国土交通省総合政策局不動産課不動産指導室：鈴木流通整備係長のご臨席を頂き、次の事項について協議致しました。

- (1) 第8回通常総会に付議すべき議案の準備について
- (2) 消費者庁及び国土交通省の不動産業に関係する事項の説明について
- (3) 公正競争規約の運用状況及び運用上の諸問題について

今年度の不動産公正取引協議会連合会総会は、北陸不動産公正取引協議会が幹事協議会となり、11月5日(金)にANAクラウンプラザホテル富山にて開催される予定です。

## 賛助会員研修会開催

8月24日午後2時30分よりホテルキャッスルプラザにおいて賛助会員研修会が開催されました。この研修会は賛助会員を対象として、規約違反未然防止のために規約内容の周知、及び広告作成における業務支援を目的として行われております。

研修会は、賛助会員のうち28社61名の出席があり、山田会長の挨拶のあと、(社)首都圏不動産公正取引協議会の齊藤卓先生により、実際に取り扱われた違反事例等の紹介や表示規約の具体的内容の解説を中心とした講義が行われました。



## 調査指導業務に関する研修会開催

賛助会員研修会同日、同会場において調査指導業務に関する研修会が開催されました。この研修会は、本部調査指導委員及び各県におかれている地区調査指導委員を対象に、調査指導業務の留意事項や表示規約と違反事例の内容を研修することを目的としており、飯田調査指導委員長の挨拶のあと、第一部として賛助会員

研修会と同内容の、実際に取り扱われた違反事例等の紹介や表示規約の具体的内容の解説を中心とした講義を行い、終了後、第二部として本協議会の事務局担当者より、協議会の概要と地区調査指導業務についての講義が行われました。

## 義務講習会制度について

### 1 義務講習会制度の概要

義務講習会制度は、「表示規約」や「景品規約」等に違反した事業者に対して、規約違反の再発防止の観点より行われる講習会です。規約違反に対する措置を受けた事業者は、「義務講習会」を受講しなければいけません。なお、この講習は有料となっております。

#### (1) 受講対象者

受講対象者は、「注意」の措置を2回以上受けた事業者、また、「嚴重注意」、「文書警告」、「嚴重

警告」、「違約金課徴」のいずれかの措置を1回でも受けた事業者となっております。

#### (2) 受講料

受講料は、1万円となっております。

### 2 義務講習会を受けないようにするためには

広告等を作成する上で、なにか疑問点がある場合などは違反をしてからでは遅いので、規約を確認の上、ご不明な点がありましたら東海不動産公正取引協議会へご相談下さい。

## 賛助会員登録制度について

本協議会では、賛助会員に固有の登録番号を付与しており、不動産広告においてこの登録番号を余白に記載頂くことを推奨しています。

これにより、万一規約違反があった場合、賛助会員への指導も可能となり、公正競争規約の更なる周知徹底を図ることができます。

また、軽微な違反については、賛助会員への周知をもって、事業者に対する指導に代える場合もあります。

このように、賛助会員登録制度は、本協議会と事業者のみならず、賛助会員の連絡も密にしながら、公正競争規約の普及促進を目的とした制度です。

## よくある相談事例

### 【表示規約第21条(おとり広告)関係】

#### 【インターネット広告における情報更新の必要性】

**Q1: 最近、インターネットによる不動産広告で、契約済みの物件が継続して掲載されているものが見受けられますが、表示規約上の問題はないでしょうか。**

A: 表示規約の規制を受ける広告表示は、新聞、看板、テレビ、ラジオ、雑誌、放送などのマスコミ媒体や新聞折込チラシ、ポスター、DM、店頭ビラ等の広告だけではなく、インターネット、パンフレット、宅配チラシ、モデルルーム、セールスマンの口頭説明なども対象となります(表示規約第4条第5項)。つまり、媒体のいかんを問わず、契約済み物件であるにもかかわらず、これを広告表示していた場合には、原則として、おとり広告として取り扱われますから、インターネット広告も例外ではありません。

最近、インターネット広告では、このようなおとり広告を掲載していたために表示規約違反に問われる事案が増加しています。その特徴的な違反が態様としては、広告掲載時点では取引可能であったものの、その後の物件情報確認(情報管理)を怠っていたため、実際には、契約済みになっていて取引の対象とならないにもかかわらず、継続して掲載していたというのが挙げられます。結果として「おとり広告」になります。このような事態を防止するため、多くの不動産情報検索サイトでは、

物件情報を掲載してから一定期間の経過後、不動産会社が更新(例えば「更新ボタン」をクリックする。)しなければ当該情報が削除されるシステムを採用しているようです。このため、多くの物件数を掲載している一部の不動産会社は、元付事業者等に情報の確認をせず、掲載物件をそのままにして「更新」を繰り返していた事例が見受けられます。このような結果を招いた原因として、情報管理に携わる社員が少なく、掲載している多数の物件の情報確認をすることが物理的にできないという事情を挙げる企業責任者も存在しますが、適正な物件情報を提供するためには、掲載する物件数を減らすなどして、情報確認をしっかりとした上で更新等を行う必要があります。いずれにしても、不動産情報検索サイトに限らず、自社のホームページ上においても、消費者に対して取引できない物件を放置して広告表示することは、決して行ってはいけません。

#### 【インターネット上のおとり広告の具体的な態様】

- ①更新を怠り、成約済み物件の情報が長期間掲載されていた。
- ②当初から取引することができない物件を掲載していた。
- ③架空物件を掲載していた。

### 【仲介手数料値引の広告表示】

**Q2: 当社の仲介で物件を購入した方に対して、仲介手数料を値引したいと考えており、併せてその旨を広告していきたいと考えています。何か注意しなければいけない点があれば教えてください。**

A: 仲介手数料(媒介報酬)については、宅地建物取引業法第46条において、宅地建物取引業者が売買等の代理又は媒介をした場合において受領することができる報酬の額が規制されています。この規制趣旨は、その報酬の額は、本来、当事者間で自由に定めることができますが、宅地建物取引業法は国民生活と関係が深く、宅地や建物を求める消費者に対して、適正な費用でその媒介等が行われることを保証することにより、その保護を図る必要があるため、その受け得る報酬額の最高限度についての規制が設けられているとされています。したがって、この報酬額の範囲内で自らが受ける報酬額を決定することが宅地建物取引業法上問題になることはなく、その自ら決定した報酬額を事実として広告表示する限りは表示規約の規定に違反することはありません。ただし、自らが受ける

報酬額について、①宅地建物取引業法について定める「報酬額の最高限度額」を事実と相違する「法定報酬額」として、その何パーセント引きであると表示する場合、②事実と相違して他社の報酬額の何パーセント引きであると表示する場合、③実際のものよりも報酬額が低額であると表示する場合、④相当の期間において、自らが受ける報酬額を一定率等により算出し、これにより報酬を受けていたときに、旧の一定率等を低減した新の一定率等により報酬額を受けることに変更することとし、新旧の一定率等を比較するときに、変更後、長期間(例えば6ヶ月以上)を経て比較して表示する場合は、いずれも表示規約上、一般消費者に有利誤認を与える不当表示に該当しますからご注意ください。

#### 【一般消費者に有利誤認を与える不当表示に当たる具体例】

- ①宅建業法に定める「報酬額の最高限度額」を事実と相違する「法定報酬額」とし、その何%引きであると表示する場合。
- ②事実と相違して他社の報酬額の何%引きであると表示する場合。
- ③実際のものよりも報酬額が低額であると表示する場合。

# 不動産の公正競争規約の解説(紙上研修)

## 1 特定用語の使用基準(規約第18条第2項)

この業界で一般的に使われる用語として、次に掲げる用語については、表示の裏付けとなる合理的な資料を有している場合を除き、表示することを禁止している。

なお、(4)及び(5)に定める用語については、表示内容の根拠となる事実を併せて表示する場合に限り使用することができる。

- (1) 「完全」、「完べき」、「絶対」、「万全」等、全く欠けるところがないこと又は全く手落ちがないことを意味する用語
- (2) 「日本一」、「日本初」、「業界一」、「超」、「当社だけ」、「他に類を見ない」、「抜群」等、競争事業者の供給するもの又は競争事業者よりも優位に立つことを意味する用語
- (3) 「特選」、「厳選」等、一定の基準により選別されたことを意味する用語
- (4) 「最高」、「最高級」、「極」、「特級」等、最上級を意味する用語
- (5) 「買得」、「掘出」、「土地値」、「格安」、「投売り」、「破格」、「特安」、「激安」、「バーゲンセール」、「安値」等、著しく安いという印象を与える用語
- (6) 「完売」等著しく人気が高く、売行きがよいという印象を与える用語

## 2 物件の名称の使用基準(規約第19条)

### (物件の名称の使用基準)

第19条 物件の名称として地名等を用いる場合において、当該物件が所在する市区町村内の町若しくは字の名称又は地理上の名称を用いる場合を除いては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 当該物件の所在地において、慣例として用いられている地名又は歴史上の地名がある場合は、当該地名を用いることができる。
- (2) 当該物件の最寄りの駅、停留場又は停留所の名称を用いることができる。
- (3) 当該物件が公園、庭園、旧跡その他の施設から直線距離で300メートル以内に所在している場合は、これらの施設の名称を用いることができる。
- (4) 当該物件の面する街道その他の道路の名称(坂名を含む。)を用いることができる。

第2号の最寄りの駅等の名称を用いるに当たり、利用可能な駅が複数ある場合については、実情を考慮し、実質的な最寄り駅の名称を用いることができる。例えば、各駅のみ停車するA駅までは徒歩5分、急行が停車するB駅までは徒歩7分の物件の場合、物理的な最寄り駅はA駅であるけれど、実質的に通勤等に利用する最寄り駅はB駅と考えられるので、B駅の名称を用いることができる。

また、3号の「その他の施設」には、「河川」、「湖」、「海」、「池」、「沼」等も該当するものとして取り扱うこととしている。

## ご 案 内

### 『不動産の公正競争規約』

(平成21年11月発行) 1冊 100円

### 『不動産広告ハンドブック-新訂版-』

(平成20年1月発行) 1冊 200円

ご必要の方は、当協議会事務局に事前連絡の上、ご来会下さい。また、ご遠方の方は郵送にて対応いたしますので、当協議会事務局(052-529-3300)にご連絡下さい。



東海不動産公正取引協議会ホームページ

<http://www.tfkoutori.jp>

協議会の事業、不動産の公正競争規約等を掲載しています。ご利用ください。



## 賛助会員のご紹介

下記の賛助会員各社は、不動産販売広告の企画作成にあたり表示上の問題点等について、常に当協議会と密接に連絡を図っており、また、協議会主催の「研修会」に参加し、不動産の公正競争規約(表示・景品)に沿った適正な広告表示の確保に努めています。

また、当協議会構成団体の会員の皆様が作成される広告に携わる業者(広告代理店等)の方に賛助会員としてのご入会をお勧め下さい。

### ■賛助会員名簿(平成22年8月現在)

会社名	TEL
<b>愛知県</b>	
(株)アーバンプロジェクト	(052)589-8881
(株)アイ・アンド・キューアドバタイジング	(052)251-0380
(有)アイシフト	(0564)25-8170
(株)アクシス	(052)252-5231
(株)アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム(株)名古屋営業所	(052)954-0330
(株)アド大広名古屋	(052)770-8000
(株)アド・バンス	(052)961-3381
(株)アドブランナー	(052)852-0570
(株)アド読売	(052)204-1361
(株)アドライズ	(052)901-4713
アパートニュース出版(株)	(052)991-0100
(株)アンサークリエイション	(052)219-7311
(株)インターブレインズ	(052)332-6191
ウサミ印刷(株)	(052)522-2361
エーディ(株)	(0565)29-2811
(株)エイ・ディー・コミュニケーションズ	(052)304-8811
(株)エフティーワークス	(052)481-7551
(株)エムアールエス	(052)204-1721
(株)エムディーエム	(052)486-2123
(株)オフィスオブサイド	(052)241-5881
(株)ケイ・クリエイト	(0586)86-0608
(有)ケイ・プランズ	(0586)24-6700
(株)広企プロモーション	(052)242-2151
広告社(株)名古屋支社	(052)263-0161
駒田印刷(株)	(052)331-8881
(有)ザ・バード	(052)955-6591
(株)サンエー	(052)804-4985
(株)三晃社	(052)961-2214
(株)シー・ウェーブ	(052)931-0031
(株)シイエム・シイ	(052)322-3695
(株)ジャパンプランニングセンター	(052)811-6123
(株)新東通信	(052)951-3831
世界印刷販売(有)	(052)681-8211
全国書籍出版(株)	(052)973-1930
大日本印刷(株)中部事業部	(052)758-3658
(株)中広	(052)486-1118
(株)中日アド企画	(052)239-1222
(株)CHINTAI	(052)204-3328
(株)DGコミュニケーションズ名古屋支社	(052)222-3101
(株)電広	(052)243-3751

会社名	TEL
(株)電通 中部支社	(052)263-8071
(株)電通名鉄コミュニケーションズ	(052)459-0593
東栄印刷(株)	(052)521-4321
(株)東通エイジェンシー	(052)232-8050
東洋印刷工業(株)	(052)914-9111
(株)ドーマン・アイシー	(052)229-9101
(株)日東通信	(052)231-6441
日本アート印刷(株)名古屋支店	(052)218-5433
(株)日本経済広告社	(052)243-0811
(株)万国社	(052)962-0611
(株)ベイシス	(052)228-0202
(株)奉仕堂印刷	(0532)32-1066
名和印刷工業(株)	(052)822-1581
山菊印刷(株)	(052)731-1525
(株)読売広告社	(052)747-3700
(株)リクルート 名古屋支社	(052)203-3780
(有)ワース	(052)939-3822
<b>静岡県</b>	
(株)アイル	(0547)37-0611
(株)アドコウ	(053)456-7584
(株)エスクオスト	(053)489-7538
(株)エフアイシー	(053)454-0127
(株)エム・エス・エス	(055)983-0670
オオゼキ写真印刷(株)	(053)436-1956
コスタ(株)	(053)456-3824
(株)ダイワ	(054)288-2221
(有)Pieise	(054)200-1202
<b>三重県</b>	
(株)アサプリホールディングス	(0594)23-5519
(有)ウエイブ	(0598)50-0262
(有)ケイアンドエス	(0593)68-0034
(株)ライフデザイン	(0594)25-9177
<b>岐阜県</b>	
(株)アイデックス	(058)276-8908
デジックスアンドリンク(株)	(058)397-0565
トロー印刷(株)	(0572)29-3346
<b>大阪府</b>	
(株)エイ・エス出版	(06)6396-9097
(株)住宅新報社 大阪支社	(06)6202-8541
メディアエムジー(株)大阪支社	(06)6341-7807
<b>香川県</b>	
(株)バイオス	(087)868-3330